

様式第 1 号（第 4 条関係）

パブリックコメントによる意見募集案件公表書

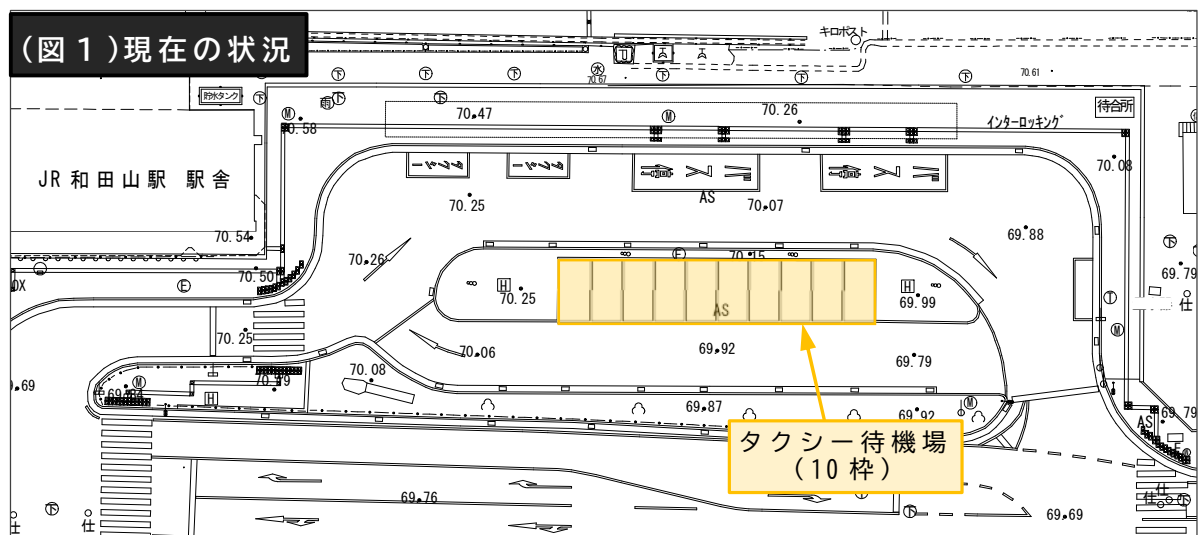
1. 案の名称	和田山駅前送迎スペース条例（案）
2. 案の概要	和田山駅前において送迎スペースを規定し、安全で円滑な交通の確保を図り公共交通機関利用者の利便性向上に資するため、設置及び管理に係る条例を制定します。
3. 意見募集の趣旨と実施機関の考え方	現在のロータリー内は全てタクシー待機場となっていることから、駅まで送ってもらった方が降車するために車両が停車したり、お迎えの車両が一時的に待機したりすることを可能とすることで、公共交通機関をご利用の皆さまの利便性向上と車両の安全確保のために、必要な事項を定めます。 多くの方々が利用される和田山駅前についての条例であることから、広く意見を募集するものです。
4. 募集期間	令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 7 年 7 月 31 日
5. 案の配布場所等	都市政策課及び各支所での閲覧、朝来市ホームページ
6. 提出方法	・郵便又は持参による場合 送付先 <u>朝来市役所 都市整備部 都市政策課</u> ・ファクシミリによる場合 送付先 <u>079-672-3440（都市政策課宛て）</u> ・電子メールによる場合 送付先 <u>toshiseisaku@city.asago.lg.jp</u> ※いずれの場合も別紙様式第 2 号により提出してください。
7. 意見・市の考え方等の公表予定時期	令和 7 年 8 月中旬頃
8. 実施機関（担当課等）	都市整備部 都市政策課
9. 留意事項	・意見を提出していただく際は、氏名、住所等を記載してください。 ・いただいた意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
意見等を提出できる方	・市内に住所を有する人 ・市内の事業所に勤務する人又は市内の学校に通学する人 ・市内において事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体で事業活動を行っているもの ・パブリックコメント手続に係る案件に関し利害関係を有するもの

和田山駅前送迎スペース条例（案）の概要について

1. 条例制定の背景・目的

JR和田山駅前南側のロータリーは、朝夕を中心に非常に多くの送迎車両が乗り入れるため交通混雑が発生しています。

現在のロータリー内は全てタクシー待機場となっている（図1）ことから、改良工事にあわせて条例を制定し、駅まで送ってもらった方が降車するために車両が停車したり、お迎えのための車両が一時的に待機したりすることを可能とすることで、公共交通機関をご利用の皆さまの利便性向上と車両の安全確保のために、必要な事項を定めます。



2. 条例に規定する主な内容

- ①送迎スペースは、一般送迎用スペースとタクシー優先待機場により構成します。（図2）
- ②送迎スペースを利用できる車両は、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車で、長さ5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2.5メートル以下のものとします。タクシー、ハイヤーも利用が可能です。
- ③タクシー優先待機場を利用するタクシー事業者等は許可が必要です。
- ④送迎スペースの使用料は無料とします。
- ⑤送迎スペースでの禁止行為は以下の通りです。
 - ・一般送迎車両が30分を越えて利用すること
 - ・施設や他の車両を損傷すること
 - ・他の車両の利用や通行を妨げること
 - ・管理上支障があると認められること

- ⑥施設を損傷、汚損した場合はその損害の賠償を求めます。
- ⑦利用者が送迎スペース内で受けた天災、火災、盗難、利用者同士の衝突等による損害に対して、市は責任を負いません。
- ⑧禁止行為を行った者に対して行う市の命令に違反した場合は、5万円以下の過料が科されます。

